

質問に対する回答

令和4年6月28日

No.	仕様書等の項目	質問内容	回答
1	募集要領P5 7(1)	運賃tariffを日本国通貨で固定し、情勢変動による大幅な為替損により当初設定経費を上回った場合、為替損として「運搬費①」もしくは「その他経費」として認められるか。	荷主に対する料金の為替損は、基本的に荷主に転嫁すべきものであり、事業費の対象にはならない（運賃タリフに条件等を付加するなど、受託事業者で工夫をお願いしたい）。
2	募集要領P5 7(1)	海上運賃、および諸チャージはUSDでの請求が一般的だが、JPYで設定する必要があるか。	荷主に請求する運賃はUSDで設定してよいが、県に提出する書類ではJPYに換算して計上すること（委託費の精算は全て日本円で処理するため）。
3	仕様書P3 7(2)	運搬費②：海上、航空ともに可能か。	海上、航空ともに計上可能。なお、運搬費②については、事業者からの提案を踏まえて協議の上、対象としたい。
4	仕様書P3 7(2)	運搬費③：どういった使用方法を想定されているか。（例を挙げて頂けるとありがたい。）	例えば、試験的な冷蔵混載輸送等を想定している。他にも、県産品等の拡大展開に有効な輸送であれば、事業者からの提案を踏まえて協議の上、対象としたい。
5	仕様書P3 7(2)	各種経費について、日本国外通貨があった場合使用レートの指定はあるか。（県指定銀行レート、社内レートの設定、海外出張時の両替時レートなど）	実際に受託事業者が支払った際のレートを適用する（日本円換算時、為替レートの根拠となる資料を提出すること）。
6	仕様書P3 7(2)	昨今のコンテナ不足の情勢により、実際のLCLのブッキング（以下BKG）を受ける前からコンテナを先行予約しておかないと荷主からBKGがあった際コンテナが取れない場合がある。先行予約後に荷主BKGが入らず、コンテナのキャンセルとなった場合に発生するキャンセル費（対船社）は事業経費へ計上できるか。また、計上可能な場合費目は何か。（「運搬費①」もしくは「その他経費」を想定）	キャンセル費用については、運搬費として計上可能。

7	仕様書P1 4(1)	月1回の定期航路とは、月一のスケジュールを予め決める必要があるか。（例：毎週最終木曜日、など）	荷主のスケジュール調整を考慮し、「第〇週の〇曜日に出港」と決めておくことが望ましい（事情があれば、途中で変更の余地あり）。
8	仕様書P1 4(1)	船社の海上運賃及び各種サーチャージはほぼ毎月変動する（増加傾向）が、その都度増加分を反映した料金を荷主へ請求して良いか。	請求して問題ない。
9	仕様書P3 7(2)	コンテナに関する保管料とは、どういった状況下での発生を想定しているか。例を挙げて頂けるとありがたい。	荷主のBKGが仮に無かった場合、次回のサービスまでコンテナを確保するために発生したコンテナ保管料を想定している。
10	募集要領P5 7(4)	保証金の返還時期はいつを想定しているか。	契約履行確認、実績報告関係書類の確認後に返還する（令和5年3月頃を想定）。